

第 5 回

熊本県議会

# 農林水産常任委員会会議記録

平成24年9月28日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第5回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成24年9月28日(金曜日)

午前10時0分開議

午後0時1分閉会

本日の会議に付した事件

議案第2号 平成24年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

議案第14号 平成24年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金（地方財政法関係）について

議案第15号 平成24年度農地海岸保全事業の経費に対する市町村負担金について

議案第16号 平成24年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

議案第27号 専決処分の報告及び承認について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第6号 地産地消の推進に関する施策の報告について

報告第31号 公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第32号 社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第33号 公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第34号 社団法人熊本県生乳検査協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第35号 社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第36号 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について

報告第37号 公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①国営川辺川土地改良事業（利水事業）について

②国営大野川上流土地改良事業（大蘇ダム）について

出席委員（8人）

委員長 守田 憲史

副委員長 増永 慎一郎

委員 前川 收

委員 堤 泰宏

委員 松田 三郎

委員 磯田 毅

委員 緒方 勇二

委員 九谷 高弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農林水産部

部長 福島 淳

理事兼経営局長 梅本 茂

政策審議監 豊田 祐一

生産局長 渡辺 弘道

農村振興局長 田上 哲哉

森林局長 藤崎 岩男

水産局長 鎌賀 泰文

農林水産政策課長 国枝 玄

首席審議員兼団体支援課長 吉田 國靖

政策監兼団体検査室長 今村 昭彦

農地・農業振興課長 船越 宏樹

担い手・企業参入支援課長 田 中 純 二  
 流通企画課長 板 東 良 明  
 むらづくり課長 小 柳 倫太郎  
 農業技術課長 松 尾 栄 喜  
 農産課長 山 中 典 和  
 園芸課長 野 口 法 子  
 首席審議員兼畜産課長 平 山 忠 一  
 農村計画課長 荻 野 憲 一  
 技術管理課長 緒 方 秀 一  
 農地整備課長 大 石 二 郎  
 首席審議員兼森林整備課長 河 合 正 宏  
 林業振興課長 岡 部 清 志  
 森林保全課長 本 田 良 三  
 水産振興課長 平 岡 政 宏  
 漁港漁場整備課長 平 尾 昭 人  
 全国豊  
 かな海づくり大会推進課長 平 山 泉  
 農業研究センター所長 麻 生 秀 則

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上 野 弘 成  
 政務調査課課長補佐 木 村 和 子

午前10時0分開議

○守田憲史委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第5回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、福島農林水産部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

○福島農林水産部長 今回御提案いたしております議案の概要につきまして御説明いたします。

今回御提案いたしておりますのは、平成24年度一般会計補正予算と条例など案件4件及び報告案件9件でございます。

初めに、補正予算につきましては、総額2,500万円余の増額補正となっており、補正後の農林水産部の一般会計予算総額は707億円余となっております。

補正予算の主な内容でございますが、阿蘇地域における世界農業遺産の認定を目指す取り組みや、県育成品種のイグサについて、税関等での水際対策強化に資する改良DNAマーカーの開発に要する経費などを計上しております。

次に、条例等案件といたしまして、平成24年度に県が実施する農林水産関係の建設事業に要する経費の一部について、受益市町村の負担率を定めるための3議案のほか、損害賠償に係る専決処分報告及び承認案件を提案しております。

次に、報告事項といたしましては、交通事故に係る専決処分報告、地産地消の推進に関する施策の報告のほか、県が出資等を行っている7法人についての経営状況の報告を提出しております。

以上が主な概要でございますが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

また、その他報告事項といたしまして、国営川辺川土地改良事業及び大野川上流土地改良事業の最近の状況等について担当課長から御説明いたします。

以上でございます。どうぞよろしく御申し上げます。

○国枝農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

まず、お手元に配付いたしました説明資料でございますが、予算関係及び条例等関係・後議分の冊子のほか、別冊といたしまして県出資法人の状況説明資料、それから川辺川と大野川上流の土地改良事業の報告資料を2枚配付させていただいております。

まず初めに、予算関係及び条例等関係・後議分の冊子をごらんください。

お手元の説明資料につきましては、先議分の災害対策分を除きました9月補正分の予算の後議分、それから、市町村負担関係、専決処分、地産地消推進条例関係、それから県出資法人関係の経営状況説明という順に構成されております。詳細につきましては、担当課ごとに説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページをお願いいたします。

平成24年度9月補正予算の総括表でございます。

農林水産部関係では、一般会計分2,500万円余の増額補正となっております。補正後の一般会計の合計は707億円余、特別会計と合わせまして714億円余となっております。

次に、農林水産政策課分を御説明します。資料2ページをお願いいたします。

農業総務費のうち、世界農業遺産推進事業でございます。

阿蘇地域の農業につきまして、来年の世界農業遺産の認定を目指し、推進協議会の設立、認定申請及び審査対応、周知啓発活動につきまして、経費200万円余を計上させていただいております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

8ページの議案14号から12ページの議案16号までは、いずれも平成24年度の農林水産関係の建設事業につきまして、受益市町村に負担いただく経費の負担率を定めるものでございます。

県が行う建設事業につきましては、法律

上、その経費につきまして受益市町村に負担させることができることとされております。この負担率を定めるに当たりましては、受益市町村の意見を聞いた上で、県議会の議決を経て定めることとなっております。

議案につきましては、根拠法令ごとに8ページの議案14号が地方財政法関係、10ページの議案第15号、こちらが海岸法関係、11ページの議案第16号、こちらが土地改良法関係のものとなっております。

各事業の負担割合につきましては、国のガイドライン等により設定したものでありまして、受益市町村の同意を得たものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

報告第2号でございますが、交通事故に関する専決処分の報告でございます。内容は16ページの資料で御説明いたします。

ことし7月12日、水害の日でございますが、阿蘇地域振興局農林部の職員が被害状況調査に出ておりまして、この最中に公用車で阿蘇市一の宮町の市道にて物損事故を起こしたものでございます。

今回の事故は、職員に全面的な注意義務違反が認められるということございまして、相手方の損害額3万円余の全額を県加入の任意保険から賠償することで和解が調っておりまして、本年8月30日に和解及び損害賠償額について専決処分をさせていただいたものでございます。

続きまして、51ページからでございますけれども、こちらは概要資料となっておりますが、これから報告31号以降につきましては、ことしの6月議会で熊本県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例について一部改正がされておりまして、この改正によりまして、これまで県の出資が2分の1以上の法人のみが対象となっておりますが、これからは県の出資が4分の1以上

ということに改正をされました関係で、対象法人が7法人にふえております。

なお、決算時期の関係で2月議会で御報告いただくもの以外につきまして、今回の議会で報告させていただくものとなっております。具体的には各担当課のほうから説明をさせていただきます。

政策課のほうからは以上でございます。

○吉田団体支援課長 団体支援課でございます。資料、戻りまして3ページをお願いいたします。

農業金融対策費でございますが、これは説明欄にありますように、畜産特別資金助成費の融資枠を10億円から20億円へ拡大するものでございます。

この畜産特別資金は、年率1.2%の低利で、返還期限は最大25年と長期の資金でございます。畜産農家が現に抱える負債をこの資金に借りかえることで、金利負担の軽減と平準化により経営の安定を図るものでございます。

国が中心となって制度を運営し、県も利子補給を行うものでございますが、今年度に入って国が一括借りかえの条件を緩和いたしました。このことで、畜産農家から新たにおよそ10億円の借りかえ要望がなされたために、融資枠の追加設定をお願いするものでございます。

今年度、審査と承認を行うこととなりますけれども、利子補給自体は来年度からとなりますために、補正予算の欄に計上の予算はございません。ただ、来年度からは利子補給を行うことを今年度に確定させるものでありますために、制度改正ということで御審議をいただくものでございます。

なお、貸し付け農家に対しましては、経営の改善に向けた助言や指導が不可欠と認識しております。本庁関係課、地域振興局、家畜保健衛生所と地域農協が連携して畜産特別指

導班を編成し、定期的な指導を行うなど、経営の安定に向けて取り組んでまいります。

団体支援課は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○船越農地・農業振興課長 経営局農地・農業振興課でございます。4ページをお願いします。

まず、農業総務費の国庫支出金返納金でございますけれども、629万円余の増額補正をお願いしております。

説明欄にありますように、まず1つ目ですが、農地流動化推進事業国庫返納金です。これは、県の農業公社とかJA等が行います農地の売買とか貸借などの農地流動化推進事業につきまして、国庫補助金が一応確定しましたものですから、国庫分を返納するものでございます。

2つ目は、農業委員会等振興助成費国庫返納金です。これは、農業委員会等の運営事務費につきまして、国費と県費で補助しておりますが、国庫補助金が確定しましたために国庫分を返納するものでございます。

続きまして、51ページをお願いします。

報告第31号公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

内容につきましては、農林水産部各課にまたがりませんが、まとめて農地・農業振興課のほうから御報告いたします。

平成23年度の経営状況について御説明いたします。お手元の冊子のほうに1枚紙を挟んでおります。その資料にて御説明させていただきます。熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の中の1枚紙でございます。

農業公社のほうでは、農地売買の仲介等によりまして、集積でございますとか、畜産の公共事業、それと新規就農支援事業等を行っております。あわせまして、収益事業としまして、県のほうから委託を受けまして農業公

園の管理、運営等をやっております。

昭和46年、農地管理公社としてスタートとしております。その間に、畜産公社でございますとか、熊本県農業後継者育英基金等と合併しております。本年4月1日から、公益財団法人としまして、名称を公益財団法人熊本県農業公社に変更しております。

職員数は、非常勤を合わせまして29名でございます。基本金は8億3,748万円でございます。このうち県の出資比率ですが、66.2%となっております。

続きまして、昨年度の決算の概要についてでございます。

この表をごらんいただきますと、当公社のほうには公益事業会計と、それと収益事業会計、それと法人会計がございまして、この段の上のほうの3段が、県の場合の一般会計の場合の単年度決算になります。この収益金に当たりますが、県の場合ですと、歳入、それと費用が歳出に当たる部分でございます。

BからCを引きました当期の一般正味財産増減額が赤字、黒字ということでございますが、公益事業のほうで若干の赤字、それと法人会計のほうで若干赤字でございましたが、真ん中の収益事業会計、農業公園のほうで相当頑張ったようでございまして、黒字として合計で148万1,000円の一応黒字ということになっております。

その下の一般正味財産期首残高と申しますのは、これは昨年4月1日現在の残高でございます。1つ飛びまして、下から2番目の指定正味財産期首残高、これは公社のほうの基金とか出資金のトータルでございますが、これと合わせまして、ことしの3月末につきましては10億327万6,000円の一応残ということになっております。

次に、事業概要について御説明いたします。

最初に、農地保有合理化事業についてでございます。

当事業は、非常に大変な事業なんですが、規模を縮小したい農家のほうから農地を買入れまして、規模拡大したい農家のほうに農地を売買、売り渡すという事業でございます。

これまで全国でもトップクラスのずっと実績を上げてきたんですが、最近、さすがに農地を買うよりか貸借といった形でございます。なかなか買ってまで農地を広げたいという人が非常に少なくなっていて、昨年度の実績としては88ヘクタールというふうになっております。

次に、裏面のほうの畜産公共事業についてでございます。

畜産公共事業の事業主体としましては、宇城・上益城地区の1地区、嘉島と御船でございますが、これについて、飼料畑でございますとか畜舎、それと家畜排せつ物処理施設等の整備を実施しております。

続きまして、3番目の新規就農支援事業についてでございます。

新規に就農したい方々のために、県内各地に就農アドバイザーを配置しまして、相談窓口ということになっております。それと、就農した後の定着の支援等も行っております。それと、熊本市と上天草、玉名市等で無償の相談会を開催しております。それと、全国的には、例えば震災がございました仙台とかで説明会、相談会を行いまして、就農希望者の掘り起こしをしております。

一番最後ですが、農業公園の管理運営等事業でございます。

県の農業公園の指定管理者としまして、施設の管理、運営を受託しております。全体の管理費は1億3,800万円でございます。

昨年度の入園者数は、対前年比で0.4%伸びまして約43万2,000人となっております。このうち公社らしい取り組みということで、体験農園でございますとか石窯体験の利用者につきましては、年々増加しております。

非常に、幼稚園児でございませうとか、保育園児を対象とした食育等が人気でございませう。ということで、8,600人程度の参加となっております。

以上が公益財団法人熊本県農業公社の経営状況についての御報告でございませう。よろしくお願ひいたします。

○田中担い手・企業参入支援課長 委員会説明資料に戻っていただきまして、13ページをお願ひいたします。

議案第27号の専決処分の報告及び承認でございませう。

本年6月7日に、農業大学校で発生した初乳混入事故に関し、損害賠償額を決定し、和解を行ったものでございませう。

和解の内容につきましては、下の表のとおりでございまして、和解の相手方は熊本県酪農業協同組合連合会で、損害賠償の額は194万2,943円となっております。

資料14ページをお願ひいたします。

4に事故の状況を記載しております。

農大では、学生の実習の一環として乳牛を飼ひ、搾乳を行っております。この牛乳については、県酪連のほうに出荷しております。

出産後間もない牛から絞った牛乳、これを初乳と呼んでおりますが、初乳につきましては、たんぱく質の含有量が多いなど飲用に適さないということで、省令で出荷が禁止されております。

初乳につきましては、通常は別の容器に取り分けておりましたが、6月7日早朝の搾乳の際には、これをほかの牛乳と混入して出荷してしまいました。県酪連菊池工場の大型タンクに混入し、タンク1本、約15トンの生乳を廃棄することになりました。農大の不注意による事故であり、その損害を賠償したものでございませう。

農大では、この事故を重く受けとめ、出産した牛については別の場所で搾乳するなど、

事故の再発防止に取り組んでおります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上でございませう。

○板東流通企画課長 流通企画課でございませう。

地産地消推進に関する施策の報告をいたしたいと思ひます。資料17ページをお願ひいたします。

17ページから23ページまでは議案書掲載の報告でございまして、24年度に取り組む施策81件を示しております。

また、飛びまして26ページをお願ひいたします。

本委員会には、資料26ページから39ページまでの23年度の取り組み成果、また、40ページから50ページまでは24年度の施策でございませうが、取り組みの概要を加えたものを報告させていただいております。

戻りますが、資料24ページをお願ひいたします。

24ページ、25ページには、委員会報告資料26ページから50ページまでの内容を抜粋、要約したものを添付させてもらっております。これを用いて説明をいたしたいと思ひます。

まず、県では、条例の施行後、くまもと地産地消推進庁内連絡会議を設置し、部局で連携をとりながら推進をしておるところでございませう。

地産地消推進施策に関しましては、大きく5つに分類をしております。そのページ、1の(1)の県民の皆様への情報の提供による地産地消の機運醸成、意識啓発、この取り組みを基礎といたしまして、順番は前後いたしますけれども、(4)食文化、食育、木育を通じた農林水産業への理解の増進や、(5)の都市と農山漁村、生産者と消費者の交流といった取り組みにより、県民に対する地産地消の普及を図るとともに――戻ります。(2)の多様な産業、組織と連携した農林水産物の利活

用の促進、(3)の県内農林水産物の販売促進の取り組みを通じて、県内で生産された農林水産物の生産、利用から販売につながる取り組みを実施しております。

23年度は、全部で8部局、87施策を実施しております。この資料の順番に取り組みを紹介いたします。

(1)の情報提供と普及啓発につきましては、地産地消の理念の浸透を促進するため、熊本県地産地消サイトの開設によるインターネットを初め、テレビ、イベントなどを活用した効果的な情報の提供や普及啓発に係る活動を実施いたしました。

(2)の県内農林水産物の利活用促進につきましては、農産課、畜産課の連携による飼料用米について、生産・流通システムを構築し、米を飼料として生産された「えこめ牛」あるいは「八十八卵」等の認知度向上の展開を行い、取り組み店舗をふやしておるところでございます。

(3)の県産農林水産物の販売促進では、物産館、直売所や量販店における宣伝販売活動を支援するため、雇用対策事業により地産地消連携の推進やマネキンを配置いたしました。また、県産米粉の取り扱い店の新規開拓等に取り組んでおるところでございます。

(4)の農林水産業に対する理解増進につきましては、県産木材のよさの理解を促進する保育園等への木製遊具の貸し出し、小中学生の副読本の配付などを実施しました。また、この項目の中には、食育推進に係るふるさとくまさんデーあるいはふるさと名人におきまます食育活動の推進等もここに含まれます。

(5)の都市と農山漁村、生産者と消費者の交流につきましては、安全、安心な農産物の生産、流通、消費拡大を推進するため、くまもとグリーン農業に取り組み、生産宣言、応援宣言制度の創設や常設販売コーナーの設置を進めておるところでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

24年度に推進する施策の紹介をいたします。

24年度は、全部で8部局におきまして81件の取り組みが行われます。(1)の情報提供と普及啓発につきましては、成果でも紹介いたしました。熊本県地産地消サイトの充実に努めるとともに、県下の直売所でのキャンペーン、また、現在取り組んでおります地産地消協力店の募集、登録などを通じまして、地産地消の浸透をさらに図ってまいります。

(2)の県内農林水産物の利活用促進につきましては、昨年、くまもと「食」・「農」アドバイザーに委嘱しております東京農業大学名誉教授小泉武夫先生の知識、発信力を活用しながら、農産加工、6次産業化の推進に取り組むほか、県産農産物を使いましたおやつプロジェクトなどの新規6事業を初め、農林水産部と商工観光労働部が連携いたしました地元産米を使った球磨焼酎のブランド化などに取り組めます。

(3)の県産農林水産物の販売促進では、県産牛肉の消費拡大に取り組む事業や農商工連携100選に認定している商品の販路開拓等を支援する事業など新規2事業を初め、県産木材と畳を一体的に提供するくまもと地産地消の家づくりを推進する事業などに取り組めます。

(4)の農林水産業に対する理解増進につきましては、農業と教育、福祉の連携により、耕作放棄地を農業体験や食育につなげていく新規プロジェクトなどに取り組めます。

(5)の都市と農山漁村、生産者と消費者の交流につきましては、将来を担う子供たちに農業等を体験する活動を支援する新規事業、農業体験交流事業などに取り組めます。

これらの取り組みを通じまして、今後とも生産者と消費者の連携を強化し、地産地消の理念が県民の中に普及、定着し、さらには実際の購入活動に結びつくよう、くまもと地産地消の取り組みのより一層の推進を図ってま



います。

以上、報告いたします。御審議よろしくお願ひいたします。

○小柳むらづくり課長 資料、戻っていただきまして5ページをお願いいたします。

農業総務費の国庫支出金返納金でございます。

中山間地域等直接支払交付金の過年度、主に23年度でございますが、事業費確定に伴いまして、各集落からの過払い金の返納金が生じたため、国庫支出金の返納といたしまして49万円余を計上しております。

むらづくり課は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○松尾農業技術課長 農業技術課でございます。資料の6ページをお願いいたします。

農業改良普及推進費につきまして、378万円余の増額補正をお願いいたしております。

これは説明欄のとおり、違法輸入が問題となっておりますイグサ「ひのみどり」を識別する際に、現在DNA分析を行っておりますけれども、分析には「ひのみどり」特有の目印となります、いわゆるマーカーが必要になります。このマーカーをより効率的なものに改良するための農業研究センターの開発経費でございます。

現在、イグサは、1本ごとにDNA分析をやっておりますけれども、今回開発予定のマーカーを使いますと、一度に20本程度をまとめて分析できますので、外国産「ひのみどり」の違法輸入に対し、大きな抑止力になることが期待できます。

農業技術課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○山中農産課長 農産課でございます。資料7ページをお願いいたします。

農作物対策費の国庫支出金返納金といたし

まして、1,274万6,000円の増額をお願いいたしております。

これは説明欄に記載しておりますとおり、国から交付を受けております農業者戸別所得補償制度を推進するための平成23年度の事業費が確定したことによります国庫支出金の返納でございます。

戸別所得補償制度につきましては、県段階、それから地域段階にそれぞれ設置されております農業再生協議会等が、制度の周知から現地確認など、一連の事務を処理しております。それに要する事務費といたしまして、国から総額で1億8,100万円余の事務費が交付されましたけれども、44の協議会のうち25の協議会等におきまして、事務処理に要した経費実績が交付額を下回りましたので、今回、その金額を国へ返還するものでございます。

農産課は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○野口園芸課長 園芸課でございます。

報告第32号出資法人の経営状況の報告でございます。

別冊の社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類というのをお願いいたします。中に1枚紙が入っておりますので、それで説明をさせていただきます。

本法人は、設立目的にありますように、主に対象市場における対象野菜の価格の著しい低下があった場合に、会員を通じ生産者補給金を交付するものでございます。

昭和49年に設立をしております。組織は、出荷団体となりますJA、そして、農協連、県で構成をしております。出資金は1億2,397万円ということで、うち本県の出資額6,000万円、出資比率48.4%でございます。

23年度の決算の概要につきましてはごらんとおりでございます。一般正味財産が1億4,900万円余となっております。収支につ

きましては、収入から支出を引いた当期の収支差額は2,937万円余という状況でございます。

裏のほうをお願いいたします。

事業実績でございますけれども、交付予約数量、これが特定野菜では前年比100、指定野菜では前年比110、合計で3万4,804トンで、前年比101の交付予約数量となりました。

県内需要対応型野菜産地育成事業は、ごらんのとおりでございます。

これに伴います資金造成につきましては、一番下にあります必要造成額8,047万円余は、業務方法書に基づいて8回に分けて造成を完了しているところでございます。

実際の農業者への補給交付金の交付実績につきましては、(1)の特定野菜等につきましては、アスパラガス等の10品目、指定野菜では、冬春トマト等の8品目で、価格差補給金交付額6,639万円余を交付しております。また、県内需要対応型野菜産地育成事業では、3品目で74万円余を交付しております。

なお、公益法人制度改革に伴います一般社団法人への移行につきましては、一般社団法人へ移行するということを決めておりまして、本年11月ごろに移行申請を予定しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○平山畜産課長 53ページの第33号、公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況について御説明いたします。

お手元の冊子の経営状況を説明する書類の中に要約した資料を挟んでおりますので、その資料で御説明いたします。

Iの基本情報についてでございますが、当協会は、畜産経営の安定的発展と畜産振興に寄与することを目的に、昭和43年3月21日に設立されております。

これまでの経過、組織、寄託金につきましては、記載のとおりでございます。なお、ことし4月1日に公益社団法人に移行しております。

IIの平成23年度決算の概要についてでございます。

下段の正味財産期末残高は、合計で約49億円となっております。このうち約47億円は、経営安定対策のために協会が管理している基金でございます。

なお、正味財産の増減が約3億円余と大きく増減しておりますけれども、この部分につきましては、今年度、公認会計士の指導によりまして、一般正味財産から指定正味財産に基金の一部、約3億円でございますけれども、振りかえたことから、前年度と比較すると財産の増減が大きくなっております。

裏面をお願いいたします。

IIIの事業実績でございます。

最初に、1の地域振興に資する畜産経営体の育成、経営支援及び畜産に関する情報の提供、普及啓発の推進についてでございます。

畜産農家に対する経営技術指導や口蹄疫畜産再生基金事業など、国などの補助事業を実施しております。

次に、2の国民生活の安全、安心に資する家畜衛生対策の推進についてでございます。

家畜伝染病の発生予防や清浄化対策を実施するとともに、万が一発生した場合の互助基金制度の推進など、国や県などの補助事業を活用して家畜衛生対策を推進しております。

続きまして、3の畜産経営の安定に資する家畜の改良、登録の推進についてでございます。

家畜改良のための家畜の登録、登記を推進しており、特に肉用牛の改良につきましては、統計的な分析と評価を行い、繁殖農家への情報提供を通じ、国や県が推進しております改良増殖事業に積極的に参画しております。

最後に、4の国民生活の物資安定に資する畜産物価格安定対策の推進についてでございます。

肉用牛の生産安定と食肉に係る畜産の健全な発展を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法などに基づいて国が実施しております経営安定対策事業を実施しております。

この経営安定対策につきましては、県内の肉用牛繁殖農家、肥育農家のほぼ全てが加入しており、協会は基金の管理、補填金の交付事業を担っております。23年度は、補填金といたしまして約31億円を交付しております。

内訳につきましては、その下段に書いておりますとおり、子牛の補給金が約9,000万円余でございます。肥育牛、俗に新マルキンでございますけれども、こちらのほうが30億円余となっております。

続きまして、54ページの報告34号の社団法人熊本県生乳検査協会の経営についてでございます。

これもお手元に配付しております冊子の中に要約した資料を挟んでおりますので、その資料で御説明いたします。

Iの基本情報についてでございますけれども、当協会は、生乳の品質改善及び取引の公正化を図るため、平成3年3月12日に設立されており、これまでの経過、組織、出資金については記載のとおりでございます。

IIの平成23年度決算の概要についてでございます。

上段(1)の貸借対照表の右側、正味財産は約8,700万円となっております。また、下段の(2)の収支計算書の左側、支出金額は約3,500万円、右側の収入金額は約2,400万円であり、当期の差し引きは約1,000万円の赤字となっております。

なお、当協会は、これまで行ってきた事業を平成12年から九州は一本化ということで、九州生乳販売農業協同組合連合会、福岡にあるところで一括して生乳の販売を行っており

ます。

それに伴いまして、来年度、平成25年11月までにはこの協会は解散し、生乳協会の検査協会への移行を考えております。なお、この状況ですので、先ほど御説明いたしました約1,000万円の赤字については、財政の状況から考えましても影響はございません。

裏面をお願いいたします。

次に、IIIの事業実績などについて説明いたします。

当協会は、熊本県内で生産される生乳を検査することにより、生乳の品質改善及び取引の公正化を図っております。当協会が実施する主な検査は、1の検査の種類のとおりでございます。

平成23年度の実績は、検査実績のとおりでございます。約43万件の検査実績となっております。

次に、乳質改善講習会についてでございますけれども、県内の乳質改善の促進並びに検査技術の向上を図るために、生乳検査員及び関係機関の酪農指導員を対象として人材育成に取り組んでおります。

以上が社団法人熊本県生乳協会の経営状況でございます。

以上、畜産課の説明を終わります。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。

報告第35号の熊本県林業公社の経営状況につきまして説明させていただきます。

別冊の社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類に挟んでおります1枚紙、社団法人熊本県林業公社の平成23年度決算概要についてにより御説明させていただきます。

Iの基本情報でございます。

設立の目的は、環境の保全に配慮した造林等に関する事業を行うことにより、林業の発展と森林の持つ公益的機能の維持、増進を図り、地域経済の振興と住民福祉の向上に寄与

することとございます。

これまでの経緯は、昭和36年に五家荘林業公社として設立されまして、その後、昭和46年に松くい虫被害が全県的に発生し、その被害跡地の造林を進めるために、県内一円を対象とする現在の公社に改組しております。

組織、出資金は、資料に記載しておるとおりでございます。なお、職員は、平成8年の18名から、平成23年は13名となっております。

Ⅱの平成23年度決算の概要でございます。

まず、(1)の平成24年3月31日時点の貸借対照表でございます。

資産の部の流動資産は、未収金等でございます。固定資産は、ほとんどが山林としての資産でございます。負債の部の流動負債は、未払い金等でございます。また、固定負債は302億円余であり、その内訳は、県からの長期借入金が約222億円、日本政策金融公庫からの借入金が約79億円となっております。

次に、(2)の収支計算書でございます。

支出の部の事業費は、間伐等の造林事業費等でございます。一般管理費のうちの支払い利息は、日本政策金融公庫からの借入金に係る支払い利息です。分収交付金は、木材の販売で収益が上がった場合に、土地所有者に分収金として交付するものでございます。借入金返済支出は、県及び日本政策金融公庫からの借入金の元本償還分でございます。これらを合わせた支出の合計額は8億1,100万円余となっております。

次に、収入の部です。

事業収入は1億2,600万円余です。公社有林は、木を植えてから年数がたっておらず、本格的な伐採年齢に達していないことや経営改善の一環として長伐期化も進めていることもあり、収入の大半は間伐を行った木材を販売する事業であり、収入額が小さくなっております。補助金収入は、造林補助金や森林整備地域活動支援交付金等の森林整備に係る補

助金等です。借入金収入は、県からの借入金でございます。収入の合計額は9億200万円余となっております。

裏面をお願いいたします。

Ⅲの事業実績等でございます。

まず1、分収契約による森林整備です。

林業公社による森林整備は、土地所有者と公社が契約を結び、林業公社が費用を分担しまして造林、保育、管理を行い、伐採時に木の販売収入を林業公社と土地所有者で分け合う分収契約方式により実施しております。その分収の割合は、林業公社が6、土地所有者が4の割合を基本としております。平成23年度末の契約件数は1,438件、面積は9,279ヘクタールです。

2の主要事業の実績は、現在新規の契約を凍結しておりまして、新植ゼロ、下刈り・つる切り106ヘクタール、除間伐318ヘクタール、素材生産111ヘクタール、作業道整備9,300メートル余を実施しております。

Ⅳの林業公社の経営改善に向けた取り組みでございます。

林業公社につきましては、長期にわたります木材価格の下落、低迷等によりまして、借入金の増大など、将来的な収支見通しが大変厳しい状況にあります。

このような中、これまでも組織の縮小や職員数の削減、あるいは県からの貸付金の無利子化等の経営改善の取り組みを進めてきたところでございますが、平成20年3月に県で設置しました有識者によります熊本県林業公社経営改善推進委員会から、さらなる追加的な改善策に最大限取り組むべきであるとの提言をいただいたところでございます。

この提言を踏まえ、平成20年度から追加的経営改善策に取り組んでいるところでございます。その改善策の1つ目は、長伐期化の推進でございます。

これは、分収相手方の御理解を得まして、通常50年生程度で木を伐採するものを、80年

生程度に延長いたしまして、公益的機能の維持増進に加え、間伐を行うときの収入と大径材生産による木材収入の向上を図るものでございます。平成23年度は、新たに233ヘクタールの契約延長を行いました。

2つ目の改善策は、分収割合の見直しでございます。

分収の割合は、林業公社6、土地所有者4を基本としておりますが、契約相手方が市町村財産区の場合には8対2に、個人の場合は7対3に変更をお願いしているところでございます。

平成20年度に、個人との分収割合の見直しを関係機関が連携、協力して取り組むため、県、林業公社、関係市町村等で構成する熊本県美しい森林整備対策協議会を設置し、平成21年度から分収契約の見直しの具体的な働きかけを行い、平成23年度は、132名の分収契約者から分収割合変更について同意を得たところでございます。今後も分収契約の見直しを関係機関と連携して進めてまいり所存です。

説明は以上でございますが、県、公社が一体となって経営改善に最大限努めているところでございます。御理解のほどよろしく願いいたします。

森林整備課は以上でございます。

○岡部林業振興課長 林業振興課です。56ページをお願いいたします。

報告第36号公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出についてであります。

別冊の中に、同様にペーパーを1枚お配りしておりますので、それにより説明させていただきます。

まず、1の設立目的です。

当基金は、林業事業体に直接雇用されている林業従事者の安定確保と育成を図ることを目的としまして、3、設立年月日に記載のよ

うに、平成元年11月30日に設立されております。なお、本年4月1日から公益財団法人に移行しております。

次に、2の経緯ですが、県、市町村等の出捐によりまして、平成9年度までに32億円を超える基金を積み立て、社会保険制度掛金等の助成を行い、同年度には、法に基づき、熊本県林業労働力確保支援センターに指定されております。

次に4、組織等ではありますが、役員としまして評議員7名、理事12名、監事3名、事務局は9名で業務を執行しております。

次に5、基本財産ではありますが、下から2つ目の表をお願いいたします。

基金を運用し事業を実施してまいりましたが、利子収入の減少等から、平成12年、13年、15年、22年、23年度において、基本財産の一部を取り崩しました。一方、平成19年、20年度には、民間会社から出捐をいただき、現在の基本財産は30億6,793万円となっております。

ここで、上の表にあります基本財産の時価評価と評価損益について若干御説明申し上げます。

当基金は、基本財産を国債、ユーロ債といった証券を、原則、満期保有目的債券として保有しておりますが、事業に充てる利子収入が不足した際に国債の一部を売却したために、評価方法が時価評価となり、23年度末の評価損は、ユーロ債及び国債で3億9,506万円余となっております。しかし、両債券は、満期売却の場合、元本保証となっていることから、実際には売却がない場合、出捐金に影響はないものと考えております。

次に6、基本財産の利子収入につきましては、表にありますように、多くの利息収入を得ているところであり、低金利が続く中にも適正に運用されているものと考えております。

裏面をお願いいたします。

平成23年度決算の概要であります。正味財産増減計算書で説明いたします。

まず、一般正味財産増減ですが、当期増減額がマイナス229万円余となり、期末残高が1,801万円余となっております。

次に、指定正味財産増減ですが、当期増減額がマイナス1億3,749万円余となり、そのため合計の正味財産は、期首残高28億1,036万円余に対しまして、期末残高は26億7,286万円余となっております。

次に、Ⅲの事業実績等ではありますが、まず1の基金助成事業であります。

事業費として1億1,260万円余となっております。①の退職金共済制度及び②の社会保険制度加入促進対策として、延べ1,445人分の助成や新規参入者を雇用する事業体に対して各種助成を行っております。

次に2、林業労働力確保支援センター事業であります。

国や県の補助事業や委託事業を7,431万円余で実施し、補助事業として事業体の指導、林業技能競技会の実施などを行っております。また、②から④の委託事業では、OJT講師養成研修や林業未経験者を対象とした研修実施、管理者研修等を行っております。

林業振興課は以上です。

○平岡水産振興課長 水産振興課でございます。57ページをお願いいたします。

報告第37号公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

お手元の別冊の中に挟み込んでおります1枚の資料により御説明させていただきます。

まずⅠ、基本情報の1、設立の目的です。

当協会は、水産動植物の種苗の生産及び放流並びに水産動植物の育成を計画的かつ効率的に推進する事業を行い、もって熊本県民への水産物供給の安定と海洋環境の保全に寄与することを目的としております。

次に2、これまでの経緯ですが、昭和59年7月に財団法人熊本県栽培漁業協会として設立し、新公益法人制度に基づき、公益財団法人くまもと里海づくり協会へ平成23年4月1日に移行しております。

4、組織でございますが、役員としまして評議員12名、理事15名、監事3名、職員が11名で業務を執行しております。

次に5、基本金であります。基本財産は5億9,000万円であり、県からの出捐金は1億9,000万円で、出資比率は32.2%となっております。

続きまして、Ⅱ、平成23年度決算の概要、正味財産増減計算書でございます。

放流種苗等を生産や配付する公益事業会計と、アユの養殖種苗を生産する収益事業等会計、及び基本財産の運営などを行う法人会計の3つの会計区分で運営されております。

当期経常増減額は、公益事業会計でマイナス126万円余、収益事業等会計でプラス130万円余、法人会計でマイナス15万円余となっており、総合計でマイナス11万円余となっております。

また、当期経常外増減額は、総合計でマイナス10万円余となっており、収益事業等会計から公益事業会計へ利益額の一定割合を振りかえる他会計振替が52万円余であり、これらを入れて計算した当期一般正味財産増減額は、公益事業会計でマイナス83万円余、収益事業等会計でプラス77万円余、法人会計でマイナス15万円余となっており、総合計でマイナス21万円余となっております。指定正味財産期末残高を加えますと、正味財産期末残高の総合計は7億7,840万円余となっております。

公益事業のマイナスの金額を収益事業等でほぼカバーしており、法人会計で若干マイナスとなっておりますが、事業規模から考えますと、順調に運営されたものと考えております。

特に、法人会計の基本財産を社債及びユーロ債等により運営し、法人会計の収益のとおり、多くの利息収入等を得ているところであり、低金利が続く中にも利益確保に努力されているものと考えております。今後も3会計区分の合計での適正な運営に努められるものと考えております。

裏をお願いいたします。

続きまして、Ⅲ、事業実績等の1、里海づくり事業(公益目的事業)についてでございます。

まず、(1)里海づくり推進事業では、マダイ、ヒラメなど11種類の水産動植物の種苗の生産及び配付を、県下の市町、漁協、栽培漁業地域展開協議会等へ行っております。

次に、共同放流事業の推進のため、栽培漁業地域展開協議会へ負担金を支出するとともに、事務局を担って事業を推進しております。さらに、種苗の放流効果の実証のため、魚市場の調査等も行っております。

次に、(2)里海づくり技術開発試験では、くまもとブランドとして期待されるクマモト・オイスターの大量種苗生産の技術開発試験やハマグリ種苗の中間育成技術開発試験を県から受託し、実施しております。また、アワビやウニ類を対象とした餌料用海藻培養試験としまして、ヒジキの人工種つけ技術の検討を行っております。

次に、(3)里海づくり事業の啓発普及では、八代漁協が行う種苗生産や各漁協が行うマダイ、ヒラメ等の育成及び放流に関しまして指導や助言を行っております。

次に2、その他の事業(収益事業)についてですが、内水面の養殖業の発展を目的に、アユの養殖種苗を生産し、配付しております。

水産振興課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○守田憲史委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について質疑を受け

たいと思います。

質疑はありませんか。

○前川収委員 いろんな報告もありましたし、予算は余り大した、まあ大したと言うといけないんですけども、大きな額は先議でやっていますからないんですけども、予算等も絡んで、全体の機構的な話でちょっと質問したいと思います。直接この部分ということがないのでちょっと申しわけないんですけども、これは全体に絡んでいますから、その他じゃなくていいだろうと思って質問させていただきますので、お願いいたします。

例えばDNAマーカーの開発を、多分農研センターかどこかでなさったんだろうと思います。熊本県が、今振興局の、何というんですかね、団地化というんですか、エリア化というんですかね、メーンの振興局をつくりながらやっていくという話が総務部を中心にやられている。再編とまでは言いませんけれども、振興局改革というものをやろうとしている。正式名称は、ちょっと私急に覚えませんが、そういう中で、僕は、熊本県が、農業だけじゃないんですけども、農業分野の中で担うべき役割というのは大変大きくて、6月の議会でも質問しましたけれども、農業普及員の問題もお話をしました。

これは市町村ではできない部分が明確にある。なぜかという、市町村には農業普及員がないわけですね。まあ、農協にはいますけれども。その皆さん方が、結局、市町村にはできない分野を、振興局の中に入って、それぞれのエリアの中で、それぞれのエリアの特性のある農業形態に合わせて、いろんな改良であったり、普及であったりということを一生涯命取り組んでいただいている。

DNAマーカーについては、例えば八代イグサという部分について、本来八代市がやれるかというやれないから、やっぱりこれは県がやらないかぬ。じゃあ、国がやりますか

というと、やっぱり全国オールジャパンの話じゃないから、だったら県でやろうという話が多分経過の中では、改めて考えなくてもそうだというので、当たり前だということであつたと思うんですね。

振興局が、今度エリア化されて、ブロック化されていきながら、もちろん振興局そのものはそのまま残るんですけども、ただ、じゃあそういう流れがある中で、農業普及も含めた農政部所管の振興局の中にある役割が仮に縮小されていくということになると、本末転倒の話になっていって、結果として、そこは今言う県しかできない役割という部分が欠落していくというふうに私は思っております、その議論が、当然庁内、総務部を中心に話がある中で、農政部としては、どういう形でそのブロック化に対応していくということをお考えになっていらっしゃるのか。そこが明確じゃないと——これは総務だけの話じゃないんです。もちろん農政だけの話でもない。けれども、ここは農林水産常任委員会ですから、所管委員会の皆さん方が、今回のその改革の中で、自分たちの仕事というものがどう位置づけられているのか。プラスなのかマイナスなのか変わらないのか、その辺のところはちゃんと精査されているというふうに思います。

非常に私は危うさも感じておまして、その次に何が来るのかが透けて見えるような気もしておまして、一部には振興局不要論というものをおっしゃる方も中には、議会の中にもいらっしゃるようではありますが、私は全く別だと思っております、それは必ず必要だと思っております。

ブロック化されていったり、そういう統廃合されていくことによって、本来あるべき機能が薄れることはないのか。この振興局の改編じゃないけど、改革の中での農政部の役割という部分については、どういう議論があり、どういう結論を持っていらっしゃるの

か、お答えいただければ。これは予算全体にかかわる話ですから、誰でもいいです。

○福島農林水産部長 いわゆる地域の本部、幾つかの振興局をまとめた本部を置くという話については、今先生方御案内のとおりだと思いますが、その中で、我が部の関係のところはどうかかわるかというのは、まだそういう具体的な話までは行っておりませんので、直接的なお答えにはならないかもしれませんが、我が部としましては、前川委員が6月にも普及員のことを例にされている御示唆いただきましたものもありますし、もともと普及員の数の問題とかかわり方の問題というのは検討すべき時期に来ていると思っておりますので、今、庁内でも、実際普及に携わっているセクションと、それから、そこにかかわる職員とでプロジェクト的な検討もしてもらっています。

その中で、委員もおっしゃったような、現場に行くためにはどうしたらいいんだろう、技術を高めるためには、いわゆる能力を高めるにはどうしたらいいんだろう、それから、もともと普及員のその専門については、なかなか普及員の数が足りないもの、例えばですけども、花は、なかなか1人ずつしか配置できないとか、ベテランが横で助言するとか、なかなか難しいのがありますので、そういう面では、もっと横の、隣の普及の——振興局の人とチームを組むような形ができないとか、さまざま今検討をしている段階でございます。その中で、取り急いでやれる部分と、まだちょっとかかるものと、そんな検討をしております。

普及に関するお話だったので、普及のお話をしていますけれども、そういうことだと、それが基本だと思っておりますので、我々部としては、本部を置く置かないの話と、直接的に農の部分が縮小するとか何かというふうな形としては、私としては思っておりません。



今、4カ年戦略も含めまして、基本にしまして、農について、林水も一緒ですけども、しっかり取り組みというふうな我々執行部側でもありますし、いろんなところからも期待感もいただいていると思っていますので、そういう形で、逆にいろんな面でかわり方をどうしていくかというのはあると思いますが、充実していきたいというふうな気持ちで今いろいろやっているつもりであります。

以上でございます。

○前川収委員 少し安心しましたけれども、いわゆる本部を置くだけと、要するに幾つかある振興局の上にぽんと本部を、上とかかな、その中に、どこが本部です、誰が本部長ですということを決めるだけということであれば、それは現状と余り変わらないと思いますが、往々にしてそういう動きというのは、どちらかという統合という話に普通は、ベクトルとしては流れていくという話でしょう。

例えば八代の農業と人吉の農業は全然違うと今思っていますし、同じ今そのブロックの中においても地域特性というのは完全にあるわけでありまして、それを全部統合しろというのはなかなか難しい。現場から見れば、もしくは市町村から見れば、やっぱりきめ細やかにそれぞれの地域の中の特性を生かしたやり方というのをやっていただきたいということから考えると、ブロック化というのは非常に危険な感じがして、効率化をしていくだけじゃなくて、そのブロック化という部分を捉えてもらわないと、ブロック化で効率化しました、結果はまた職員は減りました、それから——直接特に現場にかかわる事業課のほうですね。総務的なものはいいのかもしれませんが、事業課のほうは、やっぱり現場の近くにいないとだめだというのははっきりわかっているというふうに思いますので、そうい

った流れをつくらないように、ひとつ、事業課をしっかりと持っている農林水産部としては、そういう正当な主張はやっぱりやっていただきたいと思えますし、情報も提供していただきたいと思えます。ただブロック化して、何かブロック長さんがいらっしゃるということだけじゃなくてですね。

菊池、県北だって、そりゃ菊池と阿蘇は違いますし、阿蘇と玉名も全然違うという部分がたくさんありますので、それを統合されてしまったら、とてもじゃないけど農業普及活動はもうできませんよ。1カ所にまとめるとか、県北で1カ所振興局とか言われたら、もう普及活動なんて県はできなくなるというふうに思いますので、まあそうするとは言っていないけれども、ブロック化って、何かそれはだんだん透けて見えるわけですね、そういう傾向というのが。だから、そこは非常に用心してほしいということですので、後はもう答弁は要りませんので、しっかりそこは神経を使ってやってもらえればというふうに思います。

それと——何かあります。

○福島農林水産部長 一言だけ。今総務のほうを中心に検討されている広域についても、地域に身近なものはちゃんと地域でやるというふうなのが基本になっているというふうに、私たちもそういうふうに説明を受けていますので、その中には、例えば普及ですけども、それについてはちゃんとそういう形でやっていくんだということで今受けとめていますので。

以上でございます。

○前川収委員 ぜひそのとおりお願いします。

それともう1つ、林業公社の報告がありまして、長期負債で300億の負債を抱えて、非常に厳しい環境だという話がありました。磯

田先生も今回質問をしていただいて、木材の輸出とか、そういう話を質問していただきましたけれども、もちろんだう売るかというのが大変大事な部分であると思いますが、それ以前に、木材価格の低下というのはもう本当に非常に厳しい状況になってしまっていて、この公社の中身というのは、私は、ある面鏡であって、公社でやってもこうなっているという状況というのは、民間がどれだけ厳しいかということを示している内容だというふうに思っております。

そこで、林業の活性化については、いろんな議員の皆さん方も、今回の質問にも大変多く取り上げていただいたというふうに聞きながら思っておりましたけれども、制度が変わるんです。この新しい制度というのは、ちょっと簡単に言えば、県内全部を林班単位に分けます。この1つの林班というのが、大体100ヘクタール、100町歩ぐらいの林班に分けて、その林班の中で、面積ベースで50%以上の皆さん方が計画をつくるということがなければ、1反の間伐も何もできないんです。まあ、できるんですけどもね。できるけれども、補助金が出ないということになるということです。それを25年から本格的に動かそうということで国のほうは頑張っているし、それに呼応して県も御協力いただいておりますし、それぞれ森林組合を中心として県内の組織も一生懸命頑張っています。ただ、現実はかなり厳しいというふうに思っています。

木材の素材生産ができないと売れないんですね、ないわけですから、物が。ことし——もうあと半年ぐらいになりましたよね、25年からという話になるとすると。ことしできていた施業計画——今までは施業計画という言葉で補助金をもらって材を出していたんですけども、ことしできていたものが来年できなくなる。できないというのは、できるんだけれども、補助金が来ないから、できない

とイコールです、これは。補助金なしでは、もう全然赤字とわかっていますから。できなくなる可能性が出てきているというふうに私は率直に思っております、これは木材、林業の一番大きな根本的な問題になるだろうというふうに思っていますが、河合課長、今持っている統計で、ことしベースで考えたときに、来年ベースがどうなるかというのは想像できますか。

○河合森林整備課長 特に、間伐だとか植栽、下刈りという造林補助金に関するお話だと理解しております。

それに関しまして、造林補助金がおおむね事業費の68%を入れて、実際森林所有者の方がそういう間伐等の施業を行っていただいている。その中で、今前川委員がおっしゃったように、経営計画、もしくは今年度暫定的に実施しております森林施業計画というような計画に基づいてやるわけでございますけれども、それが25年度以降につきましては経営計画の策定がないということで、なおかつ森林施業計画で補助金を受けるといった場合には、どの程度ということでございますけれども、非常に厳しいと。

統計としてどれだけということはございませんけれども、現在、森林経営計画が立っておる森林の面積というのが、8月末で2,300ヘクタールでございますので、今までと比べますと、大幅に落ち込むと。

今後、その経営計画の作成というのを、各森林組合、森林所有者の方、一生懸命やっておりますところでございますし、県としても指導をしておるところでございますが、今現在非常に厳しいということしか申し上げることはできません。

○前川収委員 非常に厳しいんだらうと思います。厳しいことはよく私もわかっておってあえて言っているんですけども、つまり我

々が幾らで売るかという、流通とか川下の話をしっかりやっていただかなきゃいけないし、できれば海外に輸出してという話があることも、非常に前向きな話だと思っておりますが、そのもとになる材を出すための——間伐も含めた、そういった造林事業が来年度以降見通しが立たないのが今の県——これは熊本だけじゃない、全国です。全国の素材生産の現状、つまり切り出して材を出していくという現状になっているということをぜひ、皆さんはもうわかっていらっしゃるんだというお話であります、私たちもわかっておかなきゃいけないというふうに思っております、じゃあ、まだ厳しいという答えを今おっしゃったけれども、これがこのまま厳しいままであればどうなるんですかという話が次の段階で生まれてきますから、なぜもしくは厳しいのかという部分もあるわけですね。

これは制度上の私は問題点があるというふうに思っております、その制度上の問題点というのは、林班単位で面積ベースの50%以上の経営計画を作成しなさいというのが大きなハードルになっているということなんです。それは——公有林はいいですよ。1人です。持ち主は、県有林は蒲島知事1人です。市町村有林も大丈夫です、それは首長さんですから。ところが、いわゆる個人所有者、山林の個人所有者、これは100町歩のうち50町歩1人で持っていますなんていう人は、熊本県にはほぼ、いるかもしれんけれども、私知らないですよ。1カ所ですからね。同じ林班の中ですから。トータルで50町歩持っている人はたくさんいるかもしれませんが、1つの林班の中にまとまって持っているという人は非常に少ないと思います。ゼロじゃないかもしれない。少ない。ということは、大体普通に見れば、1町持ったときや広いほうですよ、1林班の中に。個人が、1町、1ヘクタール持ったときや広いほう。1ヘ

クタールが、仮に平均におけば、50人以上がその中で経営計画というのをつくらなきゃ、面積ベースで50%にならないんです。

その50人以上というものの中には、もう山の価値が非常に下がってしまって、じいさんの代から全然、はっきり言うて継承していない、登記もしていない人がかなりいるでしょう。どこに自分の山があるかを知らないという人もいます。境界もわからないという人もいます。そういった中で、この計画というのを今から進めていくのは、さっき課長は厳しいとおっしゃったけれども、本当に厳しいですよ。

このまま突入すると、厳しいままで、山の材価も悪いけれども、材も出なくなるんです。ですから、ぜひ、私は、今の制度がこのまま本当に25年度本格施行になった場合は、もう熊本の素材生産、熊本だけじゃないですね。日本の民有林の世界というのは、がたがたになってしまうというふうに思っていますけれども、県のほうは、厳しい状況だというふうに今お答えされましたけれども、何とかなると思っているらっしゃるんですか、どうなんでしょうか。

○河合森林整備課長 今お話をいただいたところでございますけれども、1つは、間伐だとか、そういう造林作業を実施するということで、今年度行っております森林施業計画での補助金を受け取る仕組みというのを、平成25年度以降も実施していただきたいという話自体は、国のほうに既に申し上げておるところでございます。

もう一点が、今現在が森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法というものがございまして、その法律に基づく間伐等促進計画というものを立てた場所につきましては、市町村長が定めた区域でございまして、その区域で行う事業については補助金が当たるという仕組みになっております。

ただ、この法律は時限立法でございまして、24年度中に消えるということになるものですから、今年度中に改正が予定されているというふうに国のほうから聞いているところでございます。

この法律の延長というものは、執行部といたしまして要望というのはしておるところでございまして、また、この法律の中で、今、間伐というの、熊本県、1万4,500ヘクタールを目標に非常に熱心にやっておるところでございまして、従来よりも間伐量をふやした面積につきましては、起債措置、また地方交付税措置が図られておるところで、県財政にも非常に大きな影響があるということもございまして、通称間伐特措法と申し上げておりますが、その法律の延長というの重要な点になってくるということでございます。

それから、あわせて森林経営計画の作成に対する支援ということでございまして、平成23年4月に森林法が改正されまして、その内容、また、どのように進めるのかということにつきまして統一の会議もやっておりますし、23年度、また24年度2カ年におきまして、各市町村、森林組合等の林業事業体を集めました個別の会議も行ってあります。合わせて50回ぐらいの会議を県主催で行いまして、計画の内容、また、どのような点について注意をすべきかということは周知を図ってきたところでございまして、実際、そういう計画を立てるところで、なかなか難しい面もあるという話はお伺いしているところでございます。

その点につきましては、再度周知を図る、また、我々県、また県庁だけのみならず、振興局の職員も、その辺の計画のつくり方というのは、指導、指導といいますか、いろいろお話をさせていただいているというところでございます。

ただ、まだ、委員おっしゃるように、実際

に計画面積が立っていないというところが問題ではございますので、その計画が早急に立つように努力はいたしておるところでございます。

○前川収委員 今聞かれてわかったとおり、来年度以降は要望しています、お願いしていますという話で、確定していないんです、2つとも。確定していないんですね。それと、経営計画は厳しいという見通しが今あるという事は、厳しいんですよ、現実的に。

ですから、私は、まあ執行部が努力するのは当たり前というのかな、内容が一番わかっていっちゃるはずですから。来年度以降どうするかという話があるけれども、僕は、やっぱり経営計画そのものを——精神はよくわかるんですよ。今まで森林所有者がほとんど関心を持たずに放置していた山が、皆さんが全体に関心を持って、そして山の施業を団地化しながら効率化しましょうという話は悪い話じゃないと思っておりますが、この50%というのが高過ぎて、いきなり初年度から50なんですよ。

だから、私は、できれば初年度を、例えば10%ぐらいで認めていただいて、それを段階的に上げていくという、そういった経過措置的なものをやってくれない限り、多分来年度以降は、2つのおっしゃったほかの経営計画以外のやつが——まあ、今お願いされているとおっしゃるから、あなたが言うから間違いないのかもしれない、できると確信しているかもしれないけれども、できなかつたらどうなります。

それから、もともとそれは補完的な措置なんです、2つの政策というのは。今まで、施業計画というのは一番柱であって、その補完的なやつを2つでやっていたということなんですけれども、柱がダメなのに、こっちだけいいですよという話じゃなかなか難しいというふうに思っております、今回意見

書でも出してもらわぬと、これは来年ですからね。24年度ですからね。どうなのかなと、自分で悩みながらここに今来ているところなんですけれども、まあ今回までは別に意見書までは言わなくてもいいんですけども、ただ、ぜひ委員の皆さん方にも御理解をいただいておきたいことは、これは申しわけないけど民主党政権ですよ、はっきり言って。机上の空論でこういう制度をつくってしまったと。精神はわかるけれども、現場が合わないんです、現場が。それで、もうみんな困っているという状況があるということで、値段を上げたい、海外に出したい、もう本当ありがたい話で、それはぜひやらなきゃいけないんですけども、木を山から出せなくなるという現実があるということ、このことをぜひ御承知おきいただければというふうに思っております。

質問は以上であります。もう答弁は要りません。

○守田憲史委員長 先ほどの前川委員のブロック化の関連なんですけれども、例え話ですが、昔、矢部に裁判所があって、御船に裁判所があるけんが廃止しますでなくなって、そして、御船も、熊本市があるけんがとって裁判所がなくなって、そして、法務局も、昔は小川町にもありましたけれども、松橋にあるけんといって松橋も廃止して、宇土にあるけんて、全部どんどんなくなっていくたんですね、法務省のその出先って。そして、司法権の権能の強化とか法務省の権限のどうのすってんのと言いよんなはっとですけど、やっぱり我々の業界から見ると、ばかばいて思うとです。自分で自分の足切って、手足切ってから何が権限の強化かって、やっぱり笑い話みたいなどころがあるもので、やっぱり農業、現場がかなり重要だと思いますので、その点のところ、どうぞよろしく願いいたします。

ほかに質問はありませんか。

○磯田毅委員 まず最初に、前川先生のさっきのお話の中で、少し関連がありますから質問しますけれども、実はきょう私の長男の誕生日なんですね。話を聞きながら、その長男ののぼりざおというのを、実は私が山をもう30年近く前に買って、そして、そののぼりざおを取りに行ったんですね、泉のところに。それ以来、一回も山林に入らずに、さっき先生がおっしゃったように、本当に山林地主なんですけれども、どこにあるかも、どうやって行ったかもわからずに、実は27年ほど行方不明だったんですね、私の山林が。

今度一般質問で山林の話をしたということで、泉にあります八代の森林組合の組合長さんとお話する中で、実は私も山を持っているんですけども、どこにあるかわかりませんと言ったところが、もう今はびしっとわかるわけですね、航空写真で見て。磯田さんの山林はここですよというのがわかって、面積もわかりました。1.1ヘクタールか何かあって安心したんですけども、そういう状況の中でこういう新しい、来年からそういったものが出てくる中で、私も、本当に地主として自覚のない地主ですけども、そういった面では恐らく相当出てくるだろうと、私もそう思いました。

話は、実は私は野菜農家ですので、野菜価格の安定対策事業の中で、実は2年半か3年ぐらい前、私が生産部会の代表をしとったときに、事業仕分けの中で、実はこれも800億ぐらいの基金を積んでこの安定対策事業というのはあったんですけども、その資金の利用率が必ず20%ぐらいで、なぜ20%ぐらいかということで実は事業仕分けの遡上に上がったわけですね。

その中で、私もそういう情報を出すという立場だったものですから、実は県の八代振興局の東部長と一緒にあって、県の立場という

のをどんどん向こうの——事業仕分けは8名おられましたけれども、その中の1人がたまたま八代出身の代議士ということで、そこにどんどんどんどんそういう情報を送って、実は生産者の負担率というのが20%から半分の10%に、去年だったですね。去年の6月に変わって、実は持ち分が倍になったわけですね、同じ掛金だとですね。野口課長は御存じですね。

そういう中で、ことしも実は100何%か伸んでいると。ただ、全体の——3万4,000トンだったですかね、この契約の補足率といいますか、生産量の特定野菜として野菜の中で、そういう中で、じゃあ全体の補足率はどうなっているのかということ、これから先、10%の生産者の負担率というのが下がって掛けやすくなったということもありますし、まあ民主党政権がいつまで続くかわかりませんが、戸別所得補償の中で、恐らく品目を広げてくるというのはこれはもう当然ですけども、そういう中で、この価格安定対策事業はその中に組み込まれていくものと私は思っていますけれども、近い将来の見込み、それと、今ある全体の補足率はどれぐらいなのかというのをちょっと教えていただきたいと思えます。

○野口園芸課長 制度改正によりまして、補足率というか、充足率が随分伸びてきております。今数字を探しているんですけど、ちょっと見つからないんですけど、全体であるおかげで上がってきたことは確かです。地域でちょっと濃淡がありまして、玉名のトマトあたりはもう100%行っていますけれども、まだそこまで熊本市あたりは行っていないというのがちょっとありますので、そこは整理をして、また後ほど今の状況については持ってきてきたいと思います。

○磯田毅委員 一番最悪の状態、価格が暴落

したときですね。それとか、災害にやられて収入が全くなくなったときの、いざというときの補償ですので、これは以前農業の所得率が高い時期、平成3～4年ぐらいは多分最高だったと思いますけれども、農業所得の所得率というのは40数%あったと思います。ただし、それがずっと今下がり続けてきて、昨年で多分30%を切っていると思いますけれども、ただ、園芸野菜に関しては、施設野菜に関してはもっと所得率というのは下がってきていると思いますけれども、そういう中で、いざというときの補償というのは、本当に農家にとっては頼みの綱なんです。

そういうことを考えると、やっぱりこれを広げていくと、どれだけそして広がったのかと、目標を持ちながら、それぞれ農家——特にこの特定野菜とか指定野菜となると、ある程度市場に対して責任ある産地ということになりますけれども、個人で——JAあたりはそれになってきますけれども、JA以外の生産農家あたりはそれから外れていくという、今の中では基準では外れていく可能性が高いということを見ると、非常に難しい面もありますけれども、目標を持ってどれだけ補足率を上げていくのかというのは大きな指標になると思いますので、そこは、後でも結構ですから、具体的な資料もお願いします。

○野口園芸課長 この資金協会の数字はあくまでも県の制度でございますので、国の制度の指定野菜とも一緒になった数字を、また整理をして持ってきてきたいと思います。

おかげさまで、いろんな動きをしていただきましたので、前年から比べると、八代あたりでもカバー率が、冬春トマトで111とか131とか、時期によって違いますけれども、そういうふえ方はしております。整理をして持ってきてまいります。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

○堤泰宏委員 各課の御報告を聞いて、ここにいろんな協会とか、農業公社、価格安定基金もありますけれども、全部これは赤字ですな。これは私は問題と思うですね。設立が昭和40年代がほとんどのような気がします。昭和40年代といいますと、昭和20年に敗戦になったときに、大体25歳から30歳ぐらいで復員した人、また満州とか朝鮮あたりから帰ってきた人が、昭和40年代で40代後半から50歳になるんですよ。地元、地域でも発言力が強くなる。農業所得が伸び盛りどころですね、これは。毎年、米が1俵500円ぐらい上がったですよ。

私の先輩が、県会議員の方、阿蘇郡から何人か出ておられた。北里先生が小国の農協長、山部龍三さんが中部の畜協長、それから、私の大先輩の今村先生が南阿蘇の畜協長、そして、話を大きくすれば、小材さんが基金協会の会長で植木の農協長、三浦八水さんが中央会会長とか、後で果実連会長で山鹿の農協長、農業団体、岩本人志さんが、木上、小さい農協長ですけども、経済連の会長だったですね。非常にそういう農業団体も強い、農家も強いところにこれは設立されたと思うんですね。

現在の農家と農業者の状況というのはもう一変していますね。もう後継者もないと。農村の専業農家の平均年齢がもう60数歳でしょう。そして、このころできたこういういろんな基金とか協会の経営はみんな赤字であると。今はもう平成24年ですから、昭和80何年と、40何年たつとるわけですよ。そして、その間に県の——名前は変わったと思うですね。農政部から農林水産部、何ばしとんなはったろうかということを感じますな。やはりバックグラウンドが変われば、皆さんの仕事も私は変わってくると思うんですよ。ただ農家の所得が低いとか、後継者がいないとか、これはもう誰でもわかつとること

ですよ。誰でもわかつとることを、ずっとこの20数年間言い続けて、皆さんが経営されているこういうのは皆赤字と。

これは、私たちは農業の委員ですから、一生懸命農業を守らないかぬ。しかし、今度は、納税者という人がおるですな。税金を納めても納めても国は借金だらけと。何のため税金を納めるかわからぬと。

私は、こういうことは、これはやっぱり真剣に皆さん考えてもらわないかぬと思うですね。まず、これを黒字にすることですよ。赤字ならば、再編するとかいろんなことを考えて、それでないと農家の人は、やっぱり経営の健全化というのが頭に來ぬとじゃないですかね。やっぱり皆さんが真摯な姿勢で、どうにかして目の前のことを——まあ、税金の無駄遣いという言い過ぎですけども、そこら辺を考えるとですね。

それから、この補助金ですね。私は田舎におりますから、毎日農家の人と——きのうも小国でシイタケ農家の生産者と会合したんですけども、皆さんが一番お尋ねになるのが補助金です。もう補助金はなかばいたと言っても、やっぱり虫眼鏡で探すようにして補助金補助金、また補助金と。農家の方に、補助金というその概念を、余り皆さんが植えつけ過ぎたんじゃないかと。補助金がなければ農業はできないと、そんな意識をですね、何かみんなが持つとられるような、特に今の60代前後の農家の人はそういう意向が強いですね。そうすると、厳しい中に後継者になった20代、30代、この人たちはあんまり補助金のこと言わないですもんね。そういうことを、私は、皆さんに、しっかり自覚とか、研究とか、そういうのは大げさかもしれぬけれども、仕事をされる上で頭に入れておいていただきたいなと思います。

今度は具体的に、資料3ページ、これはまた融資枠の拡大というところがありますね。畜産特別資金助成金の10億から20億、これは

幾らでもいいですよ。100億か200億になっても理屈は一緒ですけども、この借りかえというのが、さっきの説明では、経営の厳しい畜産農家の借りかえという説明があったですね。これは私ほうそと思うですな。経営が厳しい人にまた借金させたら、これは重荷になるだけと思うですよ。ですから、経営が安定して利益を上げとる方には、それは貸し付け枠あたりもひょっとしたら必要かと思うですよ。

ですから、説明が悪かったのかもしれない。私が聞き違いかもしれない。経営の安定した人にこれは貸すための資金かもしれませんが、経営が悪い農家に借りかえ資金を貸すというのは、私は危険であると思うですね。そういうことが結局重荷になって、結局農家というのは、これはもうほとんど窓口は農協か畜協で、連帯保証人を3人も6人も巻き込んでこういう制度融資を借りていくわけですよ。

ですから、そこら辺の農家の経営というのも、まあ業態でわかりますよね。今畜産農家のどことどことどこが厳しいとか。園芸農家も一緒ですよ。非常に見かけはいいですね。温室ハウスのあのガラス張りとか、硬質プラスチックの非常にいいハウスで仕事をされているけれども、中身を聞けばかなり厳しいと。そういうことをやはりもうちょっと詰めんと私はいかぬと思うですね。きょうは、この資料のとおり質問をしていかないかぬものですから。

それからもう1つ、その説明の中で、こういう公社の財源の一部を社債とユーロ債、国債、社債というのは、これは民間会社の社債のことでしょうね。これを買ってもらえるみたいですけども、そんなにまでして利ぎやを稼がないかぬとかなという気がします。ちょっとこの社債はどこ辺ば買うちょっとか、教えてもらいたいと思うですね。

それから、果樹のほうですね。やっぱり補

助金絡みですよ、これは。ミカンの植林の補助金が以前出とったですね、果実連あたりを通じて。そして、最近は——今はあるかどうか知りません。伐採をするときに、今度は伐採補助金が出たという話も聞いたことがあるんですよ。植えるときに補助金出して、植え過ぎたから価格が下がって、今度は伐採するときに金をやると、これは見通しが悪いと思うんですね。この補助金というのは税金ですもんね。ですから、私は、そこ辺は厳しく考えていただきたいと思うですね。この植林と伐採のところは、担当課長さんから説明をしてもらいたいと思います。

それから、私は、この前、飛驒の白川村に行っただけですよ。ちょっと聞きたいことがあって聞いたんですが、白川郷の屋根の吹きかえにカヤがないというんですね。ヒノキと杉を全部植えてしもうたと。昔はカヤ場が存分にあっただけけれども、今はカヤ場が全くないと。カヤはどんなにしていますかと言うたら、金出して買っていますと。屋根を吹きかえるときにまた補助金が出ますから、カヤは買えるわけですよ。そんなにやはり杉、ヒノキを日本の隅々に植えていったんだなというふうなことを感じたですね。そして、あの飛驒高山は、あそこらは山が深いですね。この深いところにびっしり植林してあるですね。やはりそこ辺を、長期的な展望なくして面積をふやしたのが、今の価格低迷にも少しは影響があっているんじゃないかなというような気もします。

そして、今度は——これは答えは要りませんよ。ある業界の方が、阿蘇の山、山都町の山を買いたいと。それで森林組合にも相談しました。50町歩でも100町歩でもいいから買いたいと。お金の融資先もはっきり公開をして、いろんな方と接触されたですけども、山を売る人がいないんですね。価格は適正であると私は思ったんですけども、何人かが売ったけれども、ほかは売れないんですね。



1つは、森林組合との絡みもありますけれども、もう1つ、保安林とか水源涵養林にかかっているから、買って切れないと、だから売れないという山もありました。せっかく買いに来たのに売れないと。その買いに来た人は、専属の伐採部隊を持つわけですね。自社で抱えて、社員が山に入って伐採をします。十分今の市場に出しても採算がとれるというんですね。こういう話もありました。

今、山を買いに来た人が、20町、50町山を買えないと。それはちょっと答えをもらいたいですね。保安林とか水源涵養林にかかっているのを個人が売りたいときにはどうしたらいいかと。

今答えが欲しいところは幾つかお話ししましたので、順番にいちよ答えてください。

○守田憲史委員長 じゃあ、ユーロ、あれから行きましょうか。

○堤泰宏委員 社債ですね。

○岡部林業振興課長 従事者育成基金は社債の分はございません。

○堤泰宏委員 だけん、代表で……。

○岡部林業振興課長 社債があるところって何か御質問だったと思いますけれども。

○前川収委員 どの会社の社債ば買うとるかて言いよんなはっどだろう。

○堤泰宏委員 大体の、どぎゃんとでんいいですよ、銀行のとか。

○守田憲史委員長 国債とユーロ債でしたよね。

○堤泰宏委員 社債も言いなはったですよ。

○岡部林業振興課長 うちは、今委員長がおっしゃったように、育成基金は国債とユーロ債の2種類です。

○守田憲史委員長 社債はありましたっけ。

○堤泰宏委員 あったですよ。メモしとる。

○平岡水産振興課長 水産振興課でございます。

里海づくり協会のほうで、社債、これは中央三井信託銀行の社債ということでございます。

○堤泰宏委員 これはもう健全経営だもんな。

○守田憲史委員長 じゃあ、いいですか、これは。

○堤泰宏委員 よかです。中央信託のあれですね。

○守田憲史委員長 じゃあ、次に植林伐採とどうか、あれは……。

○堤泰宏委員 ミカン。

○野口園芸課長 ミカンにつきましては、ミカンの園転事業とか、随分前にやりまして、3回に分けられて伐採をするのにお金をやるというのは以前ありましたが、今はそういうのはありませんで、要するに、例えば品種で同じものがふえ過ぎたらいかぬ、いいものにかえようという、改植ですね。今の品種を改植するものに対してお金が出ているという状況でございます。

野菜と違って果樹は、植えかえをして物をとるまでに5年、6年かかりますので、その

改植に対して補助が出ているということで、中央果実基金から、果実連に事務局がありまず県の基金を通して事業が行われています。

○堤泰宏委員 いや、だけんそぎゃんとば聞きよるとじゃなかつですよ。改植とかじゃなくて、植えるのに補助金出して、切るのに補助金出すと。

○野口園芸課長 果樹については、新しく植えることに対して、国のほうから補助金は出ておりません。

○堤泰宏委員 いやいや、昔出とったもん。

○野口園芸課長 昔は出ていました。

○堤泰宏委員 だけん、そこはあんまり言いたくなか。5年かかると言うけんたい。結局、長くかかるけん、補助金出して植えさせたんですよ。そして、育てたつば、20年、30年でよかミカンがなり出したつば、また銭出して打ち切らせるというのはおかしいじゃないかということを知ったんですよ。熊本弁で聞かんとわからぬなら、今から熊本弁で聞きたい。

○守田憲史委員長 答弁はよろしいですか。

○堤泰宏委員 ちいっと答えてもらわんといかぬな。簡単な問題じゃないばいた。5年で植えて、また改植して、品種のよかつが出たけん植えかえるて。なら、前使った金はどぎゃんかということですよ。

○野口園芸課長 いえいえ、それは、植えて5年してまたかえるという、そういうことは認められませんが。

○堤泰宏委員 全然違うもん。

○野口園芸課長 どういう……。

○堤泰宏委員 実がなるまでに5年かかるといとはわかるですよ。でも、植えかえは、20年、30年生のミカンの木ば植えかえとつどがいた。それば言いよつとじゃけん。

○野口園芸課長 それを……。

○堤泰宏委員 何で植えかえる——最初植えるときに銭使うてたい、税金ば使うて、また20年後に伐採するて銭出してたい、改植するのなら、また改植の植えかえにまた銭出しとるといことたい。

○野口園芸課長 はい。

○堤泰宏委員 はいじゃなか。そぎゃんたい。だけん、税金ばどぎゃんふうに考えて使いよるかいたといことたい。

○野口園芸課長 同じものにかえるといことではなくて、例えばウルグアイ・ラウンドで甘夏が売れなくなった、デコポンといういい品種があるじゃないかと、そっちにかえようといことかえていく。ミカンについても……。

○堤泰宏委員 もうよかばってん、なら、ちよつと私が。もう答えは要らぬですよ。

それは、歴史的に全部そうたい。ミカンの種類が、青何とかが出る、何が出る。品種が出たたびに植えかえよるなら、銭はどしこあったっちゃ足らぬもん。そぎゃんことば言いよつとじゃなかつですよ、品種とか何とかじゃ。もう答えはよかです。

○守田憲史委員長 カヤの件は、もう答弁はよろしいですよ。

○堤泰宏委員 これはもうよかです。

○守田憲史委員長 保安林について、涵養林について。

○堤泰宏委員 木ば買いに行ってから、売られぬとたい。

○本田森林保全課長 森林保全課です。

保安林の伐採の件でありましたら、水源涵養林、土砂流出防止保安林とあります。通常は、治山施工地以外の保安林については、1回当たりの伐採制限はかかりますけれども、皆伐はできます。1回につき10ヘクタールとか、そういう皆伐はできます。ただ、まとめて20ヘクタール、30ヘクタールというのは、保安林であれば規制がかかります。だから、50ヘクタールあれば、10ヘクタールの伐採を2カ所することは認められます。連続はできませんけれども、離れて10ヘクタールずつだったら伐採もできるというふうになっております。ただし、治山施工地は、択伐とか禁伐とか、そういう制限がもっと強くなりますので、治山施工地は皆伐はできないということになっています。

○堤泰宏委員 それはもうわかちよとですよ。木材情勢が悪いけん、山主さんが現金が欲しいのに、なかなか現金にかえられぬというわけですな。保安林とか水源涵養林は、今から20年、30年前は皆喜んで受け入れたですよね。50年生以上にならぬとどうせ切らぬとだけんとか、80年にならぬ切らぬとだけん。今は、山を全伐する、土地ながら買うという人は少ないんですよね。そのときに売れないと。だけん、保安林やら水源涵養林、また、今おっしゃったそういうところも、何か売れる手だてはないだろうかということで、ちよっとお尋ねしたかったたいな、本音は。

（発言する者あり）

○藤崎森林局長 今申しましたように、保安林を保安林の機能を維持したままで売り買いをするというのはもちろんできます。そして、今言いましたように、バックを決めまして——保安林ですから、今おっしゃいましたように、全部一遍に切ったら保安林の機能もなくなってしまうものですから、熊本県では、10ヘクタールずつをつながらないように離して切るということはできますので、その後、買った方が、その山を森林経営に、林業経営に使うという目的であるならば、余り困ったことにはならないと思いますので、売り買いは十分にできると思います。

○堤泰宏委員 いや、そぎゃんこつじゃなかつたい。それは、所有権は個人の自由だけん、でくつたいな。ただ、買うても切つて出せぬなら、金ば寝せなんわけでしょう。それが、金を寝せることはそういう人たちはでけんわけたい。銀行から金借りて山買って、木を出して銀行に金を返していくわけだけん。

なら、極端に言いますよ。今から50年前に——まあ、保安林制度がどやん制度だったか、今と一緒にどうか私はわからぬですけれども、熊本県に何千ヘクタールの保安林があったかと。そうすると、今はその何倍という保安林があるはずですよ。やるばなし植えとるけん。なら、そしこふえたしこなら切つたっちゃようはないかい。意味はわからぬど。

○本田森林保全課長 今現在、保安林は、県内で約10万ヘクタールが指定されています。確かに、委員言われるとおりに、保安林、順次保安林の指定をやってきていますので、以前は少なかつたと思います。現在で10万ヘクタールで、県内大体40万ヘクタールの民有林

がございまして、その約25%が保安林になっているという状況です。

ただ、保安林だからといって、先ほど委員がおっしゃった、売買の制限は一切ございません。土地、それから立木について、売買の制限は保安林制度の中には設けてありません。だから、それを買えないというのは、その所有者の方と買われる方の取引の中で成立していくというふうに理解しています。

今年も、保安林について、保安林をこういうふうにして伐採目的で買いたいということのうちにも問い合わせが数件あっております。その際に、保安林の場合は、先ほど申しましたように、1カ所で伐採制限がかかりますので、一遍には切れませんよ、年次を分けて切るか、箇所を分散して切るか、その後植栽したのを確認した上で次のところは切っていただくと、そういう制限はございませぬけれども、皆伐は、10ヘクタールまでだったら皆伐はできますと、そういう説明をやっております。

○堤泰宏委員 それはもう十分わかるけど、農業のバックグラウンドが変わっちゃるとですよ。木を育てるとか、そぎゃん余裕はないわきたい。もうとにかく売れるなら売って金にしたいという山林地主がかなりおるんですよ。山じゃ借金しとらぬけれども、畜産とか園芸とかいろんところで借金しとるから、山を金にかえたいと。そうすると、今度は、山も売れないと。田畑は当然売れぬですよ。田んなか買っても、4割も減反せんなら、誰も買う者はおりはせんもの。だから、山ぐらいな自由に売れたらどうかなということ聞いてたんですよ。でも、答えはよかです。だけん、それば思うちよつてもらうとよか。

○守田憲史委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから本委員会に付託されました議案第2号、第14号から第16号まで及び第27号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第2号外4件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号外4件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が2件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、荻野農村計画課長から報告をお願いします。

○荻野農村計画課長 農村計画課でございます。

別添の資料、国営川辺川土地改良事業について及び国営大野川上流土地改良事業について、こちらの最近の状況等について報告したいと思います。

まず、国営川辺川土地改良事業について報告いたします。

川辺川地区につきましては、本年4月、6市町村長、国及び県による国営川辺川総合土地改良事業地区行政連絡会議が設置され、新たな水手当て等の検討が開始されております。

現在のところの行政連絡会議における検討状況でございます。

関係農家の水手当てに係る意向を把握するためのアンケートを行ったところ、造成農地では、対象農家のうち約半分弱は水が必要、半分が不要、未回答も38人となっております。現在、未回答者への再確認等を行いながら、詳細な水手当ての計画を詰めております。また、行政連絡会議におきまして、アンケート結果等をもとに水手当て地域を概定しまして、井戸等の施設整備計画を検討することとしております。

次に、25年度の概算要求ですが、6市町村長は、農家の意向をさらに丁寧に酌み取る必要があるという考えから、25年度概算要求については要望せず、これを踏まえて国のほうは概算要求を見送り、事業休止のままとなっております。

3番、川辺川総合土地改良事業組合についてですが、6市町村長による正副組合長は、9月5日に、同組合を本年度中に解散するとともに、25年4月に新たな協議会を設立して事務を移管する方針を決定しております。

新たな協議会につきましては、来年4月1日に設立して、その構成は各市町村長及び議会代表とする予定でございますが、詳細は今後6市町村長で決定していくということになっております。

今後の進め方、県の方針でございますが、県といたしましては、人吉・球磨地域の基幹産業である農業の振興は重要な課題であると認識しており、今後、行政連絡会議において、地元の意向を伺った上で、同じく6市町

村長と国と県の入った行政連絡会議において対応を検討していくということで考えております。

川辺川地区については以上でございます。

次に、国営大野川上流土地改良事業(大蘇ダム)についてでございます。

こちらにつきましては、平成22年度以降、国が大蘇ダムに係る浸透抑制対策調査工事や利水機能の検証等を行ってきたところですが、最近の情勢は以下のとおりでございます。

まず、大蘇ダムの浸透問題に係る国の説明でございますが、現況の大蘇ダムの能力は、熊本県側の農地で約277ヘクタールに用水供給が可能となっております。

参考欄の表にありますように、本来であれば、計画どおりであれば527ヘクタールに用水供給が可能なところ、浸透問題があるということで277ヘクタールになっております。ただ、こちら、現在関連事業を予定しておる面積に比べると、それよりも大きなものとなっております。

次に、国のほうの説明として、このダムを計画どおりにするためには、ダム湖全体にコンクリートの吹きつけが必要で、そのための事業費は126億円、事業期間は7から9年という説明がありました。また、この工事に当たっては、関係自治体の追加負担が必要だという説明でございました。

次に、25年度の概算要求につきましては、熊本県としては、例年どおりの維持管理費用を、また、大分県のほうは、用水不足が深刻だということで、維持管理費用に加え、浸透抑制対策費用を計上するよう国に要望しております。これを踏まえて、国のほうでは、考えられる最大限の額として9.98億円を計上しております。

ただ、この地方負担につきましては、熊本県及び大分県ともに調整が未了であり、今後12月の概算決定までに、事業実施内容、地方

負担額等について両県と調整を行うということになっております。

県の方針でございますが、本県としては、浸透問題に係る追加対策工事の負担には応じられないというスタンスから、現況大蘇ダムの能力を踏まえ、阿蘇市及び産山村と今後必要となる事業面積の検討を行うということで考えております。

以上でございます。

○守田憲史委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○松田三郎委員 川辺のほうについて荻野課長にちょっとお尋ねしますけれども、もちろん表立ったところではほとんど進んでいない状況で、一部分といいますか、もうやめたらどうだろうか、廃止したらどうだろうかという話、まあ委員の中にもいらっしゃるようでございますが、仮にそうなったときの、じゃあその後の対処、処理はどうなるのだろうか。あるいは、今の状態をただらと続けることと、やめた場合のそれぞれのメリット、デメリット、こういうものを先で——私がここでやめたほうがいいと言うわけではありませんが、そういったのをシミュレーションといいますか、前ちょっと課長にもお話を伺いましたけれども、例えばやめた場合、廃止の同意も、これまた土地改良法で3分の2必要だと。仮にそこまで行けたとして、その後は団体営とかで、規模は小さくなるんでしょうけれども、通常の、いわゆる国庫からの補助事業を使ってやっていくという方向にならざるを得ないだろうと。

あと、その負担、金目の話については、造成と区画整理はほぼ終わっているということで、完了後、ルール上は受益農家、受益者の償還が始まる、始まるというか、9億か10億ですよね、をルール上は払ってもらわなけれ

ばいけないと。かんがい排水については、それは中止だと、今ちょこちょこできている施設に関しては、たしか国と県でその分は折半すると。実際水が来ないわけだから、水代なんかも発生しないということで、続けるというのもちょっとですね、この説明にあるように、もしかすると、何年か待ってれば、下流の相良土地改良区の同意がもらえるかもしれないというかすかな望みで何年か待つという方もゼロじゃないんでしょうけれども、なかなか時間もかかって、不確定なことにそうそう期待するわけにもいかない。じゃあ、廃止した場合は、今言ったような話でございまして、きちっと決まった後の処理であるならば、国に対して、さっき言った受益農家の負担というのは、また要望によって幾分か圧縮できるのかもしれない。大体こういうことを、もちろん皆さんも考えていらっしゃると思いますけれども、今ので何か間違いとか補足とかというところはありませんか。

○荻野農村計画課長 質問がありまして、まず廃止した場合の対処でございますが、委員おっしゃったとおり、まず廃止するためには、土地改良法に基づく廃止手続、また計画変更が必要になります。

川辺川ダムにつきましては、かんがい排水と農地造成と区画整理のこの3事業から成っておりますので、かんがい排水につきましては水源問題がございます。水源が確保されませんので、事業効果が出ないということですので、こちらについては、このままであれば廃止という手続になりまして、事業効果が全く出ないということですから、地元である市町村と農家のほうの負担はとれないということで、その分については国と県で協議をして負担していくということになります。

農地造成と区画整理につきましては、面整備自体は今終わっておりますので、こちらについては水の部分が、今現在十分な用水供給

をするという計画になっていますが、その用水供給がなされないということでの計画変更になるかと思えます。それを踏まえて計画変更をして、その事業効果に見合った分の負担をしていただくということになります。土地改良法のほうの法手続ですので、こちらは全て3分の2以上の同意が必要になります。

ということで、委員おっしゃったとおり、かんがい排水について、今市町村と農家負担の10億円がありますが、これは事業効果が出なければ、国、県で協議をして負担していかなくちゃいかぬと。農地造成と区画整理については、約9億円程度の市町村と農家負担がありますが、こちらは事業効果に見合ったものは償還していただく必要があるということになります。

続けた場合とやめた場合のメリット、デメリットでありますが、現在続けるという方向でやっている場合、どうしても国のほうで水源を用意して導水路案とかいう形になっておりますので、用水計画としては、全体に国の計画、用水計画がかぶっておりますので、新たにその一部分だけを取り出して用水計画を立てるとかいうと、前の計画との矛盾が生じますので、そういったことができないということで、このまま続けると、一部地域だけでも用水供給をしようということのちょっと障害になる可能性があります。というのが続ける場合のデメリットでございます。

メリットとしましては、先ほどおっしゃったように、今反対しているのは相良村の土地改良区だけですから、そこが仮にやっぱりやりましょうということになれば、すぐに今の計画どおりの国営になるというメリットはありますが、今のところ、その辺の期待は薄いという状況です。

廃止した場合のメリットとしましては、先ほどの裏返しでありますが、国営の用水計画の網がなくなるわけですから、それぞれ地域の特性に応じた形で、それぞれの、それこ

そ身の丈に合った形での用水供給が進むということでございます。

一方、デメリットとしては、国営ではありませんので、地元負担としては若干ふえるということになります。

○松田三郎委員 わかりました。

1点だけ。たしか2審では、造成は3分の2同意と認定されたですね。区画整理は言っていなかったでしょう。

○荻野農村計画課長 言っていないです。

○松田三郎委員 その点は、今の説明でどうなるんですか。事業は終わっているけれども、償還云々というのは……。

○荻野農村計画課長 農地造成につきましても、第2回計画変更の計画は成り立っておりますが、それはあくまでも水あり計画、農地造成は用水まで含めた形、面プラス水が農地造成になっておりますので、その水の部分がかわれば、計画変更に改めてする必要があります。区画整理は、現計画のままですとまっておりますので、面積から何から異なりますから、やはり計画変更をすると。

○松田三郎委員 はい、いいです。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情等が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

また、管内視察につきましては、ちょっとまだ全然計画がありませんが、視察先と日程については委員長一任をいただけますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 ありがとうございます。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後0時1分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長